

請求書の押印省略に関するQ & A

No.	質問	回答								
1	請求書に押印を省略できるのはいつからか？	令和6年4月1日以降に発行する令和6年度以降の予算に関するものが対象になります。								
2	請求書に添付する書類についても押印を省略できるのか？	契約書・請書・見積書・請求に係る委任状は、引き続き押印が必要です。								
3	請求書に押印すると無効になるのか？	今回の取扱いは、押印を省略できるようにするもので、従来どおり、請求書に押印することも可能です。 押印する場合は、従前どおり契約書などの契約を証明する書類と同一印をご使用ください。								
4	請求書の押印を省略した場合、電子メールでの提出も可能か？	可能です。電子メールにより提出する場合、請求書等はPDF形式の添付ファイルにいただき、市担当部署のメールアドレスに送信し、送信後は担当部署に受信確認の連絡をしてください。								
5	従来どおり、請求書に押印し、郵送や持参してもよいのか？	押印した請求書等の取扱いに変更はありませんので、従来どおり、原本を提出してください。								
6	請求書の押印を省略する場合の記載方法は？	事業者(法人・団体)の場合、債権者(請求者)欄に、「本件責任者及び担当者の氏名、連絡先」を記載することにより押印を省略することができます。 【記載例】 <table border="1" data-bbox="641 1301 1406 1424"> <tr> <td>本件責任者</td> <td>金色支店長</td> <td>二本松 太郎</td> <td>電話 0243-23-1111</td> </tr> <tr> <td>本件担当者</td> <td>経理担当</td> <td>二本松 花子</td> <td>電話 0243-55-5141</td> </tr> </table> ※押印を省略する場合は、必ず記載してください。 ※代表者の職名・氏名の記載を省略することはできません。 ※提出された書類の内容を確認するために、必要に応じ、記載された方に連絡することがあります。	本件責任者	金色支店長	二本松 太郎	電話 0243-23-1111	本件担当者	経理担当	二本松 花子	電話 0243-55-5141
本件責任者	金色支店長	二本松 太郎	電話 0243-23-1111							
本件担当者	経理担当	二本松 花子	電話 0243-55-5141							
7	本件責任者や本件担当者名の記載は、苗字のみでもよいのか？	必ず、氏名(フルネーム)を記載してください。また、役職がある場合は、職名を記載してください。								
8	「本件責任者」とはどのような者か？	代表取締役または支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた役職員の方をいいます。								
9	「本件担当者」とはどのような者か？	本請求に関する事務を担当する方をいいます。								
10	責任者と担当者が同一の場合の記載方法は？	責任者の氏名、連絡先のみ記載で可とします。								

11	法人・団体の代表者と責任者・担当者が全て同一の場合の記載方法は？	責任者の氏名、連絡先のみの記載で可とします。
12	個人事業者の方の記載方法は？	連絡先のみの記載で可とします。
13	法人の代表者の職名・氏名等も省略することは可能か？	今回の取扱いは、押印を省略できるようにするもので、法人の代表者の職名・氏名の記載を省略することはできません。
14	記名のみとした請求書等を修正する場合は？	記名のみとした請求書等については、お手数ですが再度作成をお願いします。なお、押印した請求書等の修正については、従前のおり訂正印で修正できます。(ただし、請求金額の修正はできません。)